

負ノ爭議ニ付テハ逋信局長トシ前ニ條ニ於テ内務大臣トアルハ船負ノ爭議ニ付テハ逋信大臣トス

第四條 調停委員會開設ノ請求ハ左ノ事項ヲ具シ文書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

一、 爭議ノ發生シタル作業所ノ名稱及所在地

二、 爭議ニ關係アル勞働者ノ概數

三、 代表者ニ依リ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ代表者タルコトヲ示スニ足ルヘキ事項

四、 調停委員會ニ關スル通知ヲ受クヘキ場所

五、 爭議ノ要求事項

六、 爭議ノ經過概要

第五條 當事者ノ一方ヨリ委員會開設ノ請求アリタルトキハ行政官廳ハ他ノ當事者ニ之ヲ通知スヘシ

第六條 調停委員會ヲ開設セムトスル旨ノ通知ハ文書ヲ以テ

之ヲ爲スヘシ

行政官廳前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ公示スヘシ

第七條 調停委員會勞働爭議調停法第九條ノ規定ニ依リ調停手續ヲ終了シタルトキ又ハ其ノ期間ヲ延長シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス

前項ノ報告アリタルトキハ行政官廳ハ直ニ其ノ旨ヲ公示スヘシ

第八條 調停委員會ノ議事ニ關スル總テノ書類ハ勞働爭議調停法第十六條ニ規定スル報告ト共ニ之ヲ行政官廳ニ提出スルコトヲ要ス

第九條 勞働爭議調停法第十八條ノ規定ニ依リ辯償ヲ受クルコトヲ得ル費用ハ旅費日當及止宿料トス
前項ノ旅費日當及止宿料ハ別表ノ定額以内ニ於テ行政官廳(6)